別表第十一　専門スタッフ職俸給表の適用を受ける事務官等のうち定年前再任用短時間勤務職員の級別定数表（第二条関係）

組織の区分＼職務の級の区分	四級	三級	二級	一級
防衛省本省の内部部局	人	八（八）人	六（二）人	四（一）人
防衛装備庁				

備考　この表において組織の区分及び職務の級の区分ごとの定数のうち、「暫定再任用短時間勤務職員」は内数であり「（　）」で示す。

備考　表中の「　」の記載は注記である。

（防衛医科大学校の編制等に関する省令の一部改正）

第三条　防衛医科大学校の編制等に関する省令（昭和四十八年総理府令第六十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	
別表第三（第三条関係）	
区分	専任の教授・准教授・講師の数
学科に設ける講座	
医学科	一二
看護学科	六七
	三三
合計	一一二
	専任の助教の数
	六〇
	一五
	七五

改正前	
別表第三（第三条関係）	
区分	専任の教授・准教授・講師の数
学科に設ける講座	
医学科	一二
看護学科	六七
	三三
合計	一一二
	専任の助教の数
	六一
	一六
	七七

（防衛省定員規則の一部改正）

第四条　防衛省定員規則（平成二十七年防衛省令第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		
（本省及び防衛装備庁の定員）		
第一条　防衛省の本省及び防衛装備庁の定員は、次の表のとおりとする。		
区分	定員	備考
本省	一九、五八六人	うち、二五人は、一般職の職員の定員とする。
防衛装備庁	一、六六九人	
合計	二一、二五五人	

改正前		
（本省及び防衛装備庁の定員）		
第一条　防衛省の本省及び防衛装備庁の定員は、次の表のとおりとする。		
区分	定員	備考
本省	一九、五九五人	うち、二五人は、一般職の職員の定員とする。
防衛装備庁	一、六五六人	
合計	二一、二五一人	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。